

町田市地域センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 8 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市地域センター条例の一部を改正する条例

町田市地域センター条例（昭和57年9月町田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表町田市木曽山崎コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

町田市南町田コミュニティセンター	町田市鶴間三丁目3番地1
------------------	--------------

別表第2の1の表町田市忠生市民センターの項を削り、同表町田市木曽山崎コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

町田市南町田コミュニティセンター	会議室	700	900		
------------------	-----	-----	-----	--	--

別表第2の2の表センターの名称の欄中「町田市忠生市民センター」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の2の表の改正規定及び別表第2の1の表の改正規定（町田市南町田コミュニティセンターの項を加える部分に限る。）は、平成25年11月1日から施行する。

町田市地域センター条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
1 略		1 略	
2 コミュニティセンター		2 コミュニティセンター	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
町田市木曽山崎コミュニティセンター	町田市山崎町2, 1 60番地4	町田市木曽山崎コミュニティセンター	町田市山崎町2, 1 60番地4
町田市南町田コミュニティセンター	町田市鶴間三丁目 3番地1	略	略
略	略		

町田市地域センター条例新旧対照表（改正後）

別表第 2（第 4 条関係）

1 施設使用料

センターの 名称	施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
		午前(午前 9 時から正午 まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 5 時 3 0 分か ら午後 1 0 時まで)	全日(午前 9 時から午後 1 0 時まで)
略	略	略	略	略	略
町田市木曽 山崎コミュ ニティセン ター	略	略	略	略	略
町田市南町 田コミュニ ティセンタ ー	会議室	7 0 0	9 0 0		
略	略	略	略	略	略

備考 略

2 附属設備使用料

センターの名称	附属設備の名称	使用料
町田市鶴川市民センター	グランドピアノ	半日につき 5 0 0 円
町田市南市民センター		全日につき 8 0 0 円
町田市なるせ駅前市民センター		

町田市堺市民センター		
町田市小山市民センター		
町田市玉川学園コミュニティセンター		
町田市木曽山崎コミュニティセンター		
町田市成瀬コミュニティセンター		
町田市つくし野コミュニティセンター		
町田市木曽森野コミュニティセンター		
町田市三輪コミュニティセンター		

備考 略

町田市地域センター条例新旧対照表（改正前）

別表第 2（第 4 条関係）

1 施設使用料

センターの 名称	施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
		午前(午前 9 時から正午 まで)	午後(午後 1 時から午後 5時まで)	夜間(午後 5 時 30 分か ら午後 10 時まで)	全日(午前 9 時から午後 10時まで)
町田市忠生 市民センタ ー	ホール	1,200	1,800	2,300	5,300
	第 1 会議室 (保育室)	400	600	700	1,700
	第 2 会議室	700	900	1,100	2,700
	第 3 会議室	600	800	800	2,200
	和室	300	400	400	1,100
	料理講習室	2,000		1,200	3,200
略	略	略	略	略	略
町田市木曾 山崎コミュ ニティセン ター	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

備考 略

2 附属設備使用料

センターの名称	附属設備の名称	使用料
<u>町田市忠生市民センター</u>	グランドピアノ	半日につき 500円
町田市鶴川市民センター		全日につき 800円
町田市南市民センター		
町田市なるせ駅前市民センター		
町田市堺市民センター		
町田市小山市民センター		
町田市玉川学園コミュニティセン		
ター		
町田市木曽山崎コミュニティセン		
ター		
町田市成瀬コミュニティセンター		
町田市つくし野コミュニティセン		
ター		
町田市木曽森野コミュニティセン		
ター		
町田市三輪コミュニティセンター		

備考 略